

## 日通アロ―便運送約款（平成29年12月1日 関自貨第1601号）

<b>第一章 総則</b> （事業の種類） 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。 2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。 3 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。 4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。 （適用範囲） 第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業にて取り扱うアロ―便に関する契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。 2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。	2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。 （外装表示） 第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所 二 品名 三 個数 四 その他運送の取扱いに必要な事項 2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。 （危険品についての特別） 第十三条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に明示し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければなりません。 （連絡運輸又は利用運送） 第十四条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。	（指図に応じない場合） 第二十五条 当店は、運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。	2 前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。（免責） 第四十条 当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗 四 不可抗力による火災 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災 六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失 （高価値品に対する特別） 第四十一条 高価値品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明示しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。 （責任の特別消滅事由） 第四十二条 当店の貨物の一部消滅又はき損についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできないき損又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。 2 前項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。 （損害賠償の額） 第四十三条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その貨物の引渡すべきであった日の到達地の価額によって、これを定めます。 2 貨物に一部滅失又はき損があった場合の損害賠償の額は、その引渡しの日における引き渡された貨物と一部滅失又はき損がなかったときの貨物との到達地の価額の差額によってこれを定めます。 3 第三十二条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。 4 第一項及び第二項の場合において、貨物の到達地の価額又は損害額について争いがあるときは、公平第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。 5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。 第四十四条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によって貨物の滅失、き損又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。 （時効） 第四十五条 当店の責任は、荷受人が貨物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。 2 前項の期間は、貨物の全部滅失の場合においては、その貨物を引渡すべきであった日からこれを起算します。 3 前二項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。 （利用運送の際の責任） 第四十六条 当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。 （賠償に基づく権利取得） 第四十七条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。
<b>第二章 運送業務等</b> <b>第一節 通則</b> （受付日時） 第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。 2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。 （運送の順序） 第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。 （引渡期間） 第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。 一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日 二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。 三 集配期間 集貨及び配達をする場合にあっては各一日 2 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。	<b>第三節 積付け、積込み又は取卸し</b> （積付け、積込み又は取卸し） 第十五条 貨物の積付け、特別な方法によらない積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。 2 当店は、特別な方法による貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。 3 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。	<b>第六節 事故</b> （事故の際の措置） 第二十六条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。 一 貨物の著しい滅失、き損その他の損害を発見したとき。 二 当初の運送経路又は運送方法によることができなかったとき。 三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。 2 当店は、前項各号の場合において、指図をまついとまがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。 3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。 （危険品等の処分） 第二十七条 当店は、第十三条の規定による明示及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による明示及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。 2 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。 3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。 （事故証明書の発行） 第二十八条 当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。 2 当店は、貨物の一部滅失、き損又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。	<b>第九節 連絡運輸</b> （通し運送状等） 第四十八条 連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合（以下この節において「連絡運輸の場合」という。）において、当店が運送状を請求したときは、荷送人は、全運送についての運送状を提出しなければなりません。 （運賃、料金等の收受） 第四十九条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を受受します。 2 当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から收受することを認めることがあります。 3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十条第二項の規定を準用します。 （中間運送人の権利） 第五十条 連絡運輸の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代わってその権利を行使します。（責任の原則） 第五十一条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、き損又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。 （運送約款等の適用） 第五十二条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、き損又は延着による損害が生じた場合であって、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。 （引渡期間） 第五十三条 連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに一日を加算したものとします。 （損害賠償事務の処理） 第五十四条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、き損又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いをします。 （損害賠償請求権の留保） 第五十五条 連絡運輸の場合における第四十二条第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。
<b>第二章 引受け</b> （貨物の種類及び性質の確認） 第六条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明示することを申込者に求めることがあります。 2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。 3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明示をしたところと異なるないときは、これにより生じた損害の賠償をします。 4 当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明示をしたところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。 （引受拒絶） 第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、原則として運送を引き受けません。 一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。 二 申込者が、前条第一項の規定による明示をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。 三 当該運送に適する設備がないとき。 四 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。 五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。 六 貨物が次に掲げるものであるとき。 ア 個人情報を含む貨物 イ 特殊な管理を要する貨物 ロ 動物、魚類などの生動物 ハ 活魚、生肉などの腐敗変質しやすいもの ニ 不潔な物品など他の貨物に損害を及ぼすおそれのあるもの ホ 原種、原因、受験票などの再生、再発行不能なもの ウ 当店が特に定めて表示したものであるとき。 七 天災その他やむを得ない事由があるとき。 八 当該運送に関し、貨物の品代金の取立てを求められたとき。 第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一〇ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第二十九条第二項において同じ。）が荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数 二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。） 三 運送の扱種別 四 運賃、料金（第三十条の二に規定する積込料及び取卸料、第三十条の三に規定する待機時間料、第五十六条第一項に規定する附帯業務料等いう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他支払に関する事項 五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに郵便番号・住所及び電話番号 六 運送状の作成地及びその作成の年月日 七 高価値品については、貨物の種類及び価額 八 貨物の特別な方法による積込み又は取卸しを委託するときは、その旨 九 第五十六条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨 十 運送保険に付することを委託するときは、その旨 十一 その他その貨物の運送に関し必要な事項 2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を明示しなければなりません。 （高価値品及び貴重品） 第九条 この運送約款において高価値品とは、次に掲げるものをいいます。 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングスタンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品 二 美術品及び骨董品 三 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物 2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。 3 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。 （運送の扱種別等不明の場合） 第十条 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物を運送します。 （荷造り） 第十一条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。	<b>第三節 積付け、積込み又は取卸し</b> （積付け、積込み又は取卸し） 第十五条 貨物の積付け、特別な方法によらない積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。 2 当店は、特別な方法による貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。 3 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。	<b>第七節 運賃及び料金</b> （運賃及び料金） 第二十九条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が定める運賃料金表によります。 2 個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。 （運賃、料金等の收受方法） 第三十条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を受受します。 2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の引渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。 3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することを認めることがあります。 （積込料又は取卸料） 第三十条の二 当店は、特別な方法による貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を受受します。 （待機時間料） 第三十条の三 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込みもしくは取卸し又は第五十六条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を受受します。 第三十一条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。 （運賃請求権） 第三十二条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を受受しているときは、これを払い戻します。 2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を受受します。 （事故等と運賃、料金） 第三十三条 当店は、第二十四条及び第二十六条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行なった運送の割合に応じて、運賃、料金等を受受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を受受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人からの支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。 （中止手数料） 第三十四条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の積込みの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。 一 運送契約につき五百円	<b>第八節 責任</b> （責任の始期） 第三十五条 当店の貨物の滅失、き損についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。（責任と準証） 第三十六条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について損害賠償の責任を負います。 （コンテナ貨物の責任） 第三十七条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であって当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又はき損について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。 一 荷送人が貨物を詰めたものであること。 二 コンテナの封印に異常がない状態に到着していること。 （荷送人の申告等の責任） 第三十八条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送委託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。 （運送状等の記載の不完全等の責任） 第三十九条 当店は、運送状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。